

# 和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程

制 定：平成22年4月27日和医大規程第21号  
最終改正：平成31年4月1日和医大規程第12号

## 目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 通報（第5条・第6条）

第3章 調査

　第1節 特定不正行為及び不適切行為に係る調査（第7条－第11条）

　第2節 研究費の不適切な獲得・使用に係る調査（第12条・第13条）

第4章 認定後の措置（第14条－第20条）

第5章 処分及び告発（第21条・第22条）

第6章 通報者及び通報者の保護（第23条・第24条）

第7章 雜則（第25条・第26条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、研究活動上の不正行為を防止するため、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）において研究者等が研究活動を行うに際し遵守すべき事項及び研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対処するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学の研究者等が研究活動を行う場合における次の号に掲げる行為をいう。

（1）特定不正行為

ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

イ 改ざん 研究の資料、研究に使用する機器又は研究の過程を変更する操作を行い、データ、研究活動により得られた成果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示をせずに流用する行為

（2）不適切行為

ア 二重投稿 印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、又は他の学術誌に投稿中の論文等と同一と見なされる内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を充たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。

イ 不適切なオーサーシップ 研究論文等の著書リストにおいて、著書としての資格を有しないものを挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

（3）研究費の不適切な獲得・使用 偽りその他不適切な手段により研究資金を獲得する行

為又は物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費の請求、実態と異なる謝金の請求その他関係法令、競争的資金等の公募型の研究資金等を配分する機関（以下「配分機関」という。）の定め、本学の定める関係規程等に違反して、研究費を使用する行為

- (4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害　追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料を隠蔽し、若しくは破棄し、又は整備しない行為  
(最高管理責任者)

第3条 理事長は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び研究費の運営に関し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

（遵守事項）

第4条 研究者等は、研究費が公的資金によるものであり大学による管理が必要であるとの認識のもとに、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正が起こらない研究環境を個人又は組織として形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究活動上の不正行為をしないこと。  
(2) 研究活動上の不正行為に加担しないこと。  
(3) 第三者に対して研究活動上の不正行為をさせないこと。

2 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者等は、公的な研究費を獲得、使用する際、別に定める様式により誓約書を作成し、最高管理責任者あて提出しなければならない。

## 第2章 通報

（通報）

第5条 何人も、研究活動上の不正行為の疑いがあると思料するときは、通報を行うことができる。

- 2 前項の通報は、原則として実名により行い、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名、当該行為の態様、事案の内容等をできるだけ明示するものとする。ただし、当該通報をした者（以下「通報者」という。）は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。  
3 通報の手段は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかによるものとする。  
4 匿名による通報については、通報内容に応じ、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。  
5 報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正が指摘された場合は、第1項の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

（窓口）

第6条 不正行為に関する相談及び前条に規定する通報に応じる窓口は、研究推進課とする。

- 2 通報窓口の担当職員は、通報の意思を明らかにしない相談を受け付けた場合において、必要と認めるときは当該相談者に対して通報等の意思を確認するものとする。  
3 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知するものとする。この場合にお

いて、当該通報が、病院長が実施を承認した研究に関する通報であるときは、最高管理責任者及び病院長に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知するものとする。

- 4 最高管理責任者は、前項の規定により第2条第2項第3号に掲げる研究費の不適切獲得・使用（以下「研究費の不適切使用等」という。）に係る通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、配分機関等に調査の要否を通報を受け付けた日から30日以内に報告しなければならない。

### 第3章 調査

#### 第1節 特定不正行為及び不適切行為に係る調査

##### （予備調査）

第7条 最高管理責任者は、第6条第3項の規定により、第2条第2項第1号に掲げる特定不正行為及び同項第2号に掲げる不適切行為（以下これらを「特定不正行為等」という。）に係る通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に当該特定不正行為等を行ったとされる研究者（以下「被通報者」という。）が属する所属の研究不正防止計画推進副責任者（和歌山県立医科大学における研究不正防止計画に定める研究不正防止計画推進副責任者をいう。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。ただし、当該通報が、病院長が実施を承認した研究に関する通報である場合は、最高管理責任者は、病院長に次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該通報等に係る特定不正行為等が行われた可能性
  - (2) 当該特定不正行為等が行われてから通報等がなされるまでの期間が、データ、実験・観察ノート、実験資料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
  - (3) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 研究不正防止計画推進副責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者及びその他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 3 前項の協力を求められた通報者、被通報者及びその他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

##### （本調査）

第8条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、さらに本格的な調査をすべきか否かを速やかに決定する。

- 2 前項の場合において、最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。この場合において、当該通報が、病院長が実施を承認した研究に関する通報であるときは、本調査を行うことを決定してから30日以内に調査委員会を設置するものとする。
- 3 調査委員会は、最高管理責任者が指名する本学の教職員及び最高管理責任者が委嘱する外部委員をもって構成する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 外部委員は、調査委員の半数以上とする。

- 5 委員長は、委員の互選により決定する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。
- 7 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が属する所属の長にその旨を通知する。
- 8 最高管理責任者は、第6項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該研究不正防止計画推進副責任者に再調査を求めることができる。

(調査開始の通知等)

- 第9条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び当該被通報者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び当該被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に書面により調査委員会の委員に関する異議申立てができる。
  - 3 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
  - 4 最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法等)

- 第10条 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データその他資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により実施する。
- 2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。
  - 3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと、並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
  - 4 調査委員会は、第1項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
  - 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者及びその他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
  - 6 最高管理責任者は、第1項及び前項の調査に当たって、必要に応じて証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
  - 7 調査に当たっては、調査対象に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲以外に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

(認定)

- 第11条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

- (1) 特定不正行為等の有無
- (2) 特定不正行為等が行われたと認定したときは、その内容、悪質性、特定不正行為等に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 特定不正行為等が行われていないと認定したときは、当該特定不正行為等に係る通報における悪意の有無

## 第2節 研究費の不適切な獲得・使用に係る調査

### (調査)

第12条 最高管理責任者は、第6条第3項の規定により研究費の不適切使用等に係る通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、速やかに調査委員会を設置し、調査の実施を命じるものとする。この場合において、当該通報が、病院長が実施を承認した研究に関する通報であるときは、最高管理責任者は必要に応じて病院長に予備調査を行わせ、病院長はその結果について通報を受けてから30日以内に最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者はその調査結果等に基づき、調査委員会を設置すべきか否かを決定するものとする。

- 2 調査委員会は、最高管理責任者が指名する本学の教職員及び最高管理責任者が委嘱する外部委員をもって構成する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 調査委員会は、調査に当たり次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 通報者及び調査対象者等（以下「関係者」という。）からの聴取
  - (2) 研究費の不正使用等に関する資料等の調査
  - (3) その他調査に必要な事項
- 5 関係者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 6 関係者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。
- 7 第4項第2号の調査に当たって、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがある場合は、最高管理責任者は、調査対象者の研究室等で調査事項に関連する場所の一時封鎖又は関連する機器、資料等の保全の措置をとることができる。ただし、当該措置は、必要最小限の範囲及び期間に止めなければならない。
- 8 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者の研究費の使用停止を命じることができる。

### (認定)

第13条 調査委員会は、研究費の不適切使用等の有無及び程度について、前条の調査に基づき審理を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 調査委員会は、前項の審理の結果、研究費の不適切使用等の事実があると認定した場合は、必要な措置をとるよう最高管理責任者に勧告するものとする。

## 第4章 認定後の措置

### (調査結果の通知)

第14条 最高管理責任者は、調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに被通報者が

属する所属の長に通知するものとする。この場合において、当該通報が、病院長が実施を承認した研究に関する通報であるときは、通報者、被通報者及び被通報者が属する所属の長並びに病院長に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が属する所属の長（他機関に所属する者であるときは、当該機関の長）に通知する。
- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に対しても調査結果を、第5条第1項の通報を受け付けた日から210日以内に配分機関に提出しなければならない。ただし、調査の過程であっても、研究費の不適切使用等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に当該調査の結果を通知する。

（不服申立て）

第15条 調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、第14条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより、次条の規定による再調査を行った結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、第14条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合、又は不服申立てが単に調査の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを目的とするものと判断した場合は、不服申立てを受け付けないことができる。
- 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受け付けたとき、又は第3項の不服申立てを受け付けないとしたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に対してもその旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、第2項の不服申立てを受け付けたときは、通報者が所属する研究不正防止計画推進副責任者及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨通知する。
- 6 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に当該不服申立てを受けた旨を通知する。

（不服申立ての審査及び再調査）

第16条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受け付けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、調査委員会の認定を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね50日以内に、再調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 前項の調査結果を通知する場合は、第14条各項の規定に準じて行うものとする。  
(調査結果の公表等)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会から研究活動上の不正行為が行われた旨の調査結果の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
  - (2) 研究活動上の不正行為の内容
  - (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
  - (5) 調査の方法・手順等
  - (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
  - 3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不適切行為が行われたと認定した場合、当該不適切行為が与える学術的及び社会的影響に配慮し、当該投稿先学術誌を所管する機関等と協議の上、公表しないことができる。
  - 4 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。ただし、当該通報者が本学以外の機関に属するものであるときは、公表は行わず、当該通報者の属する機関に対して適切な処置を行うよう求めるものとする。
  - 5 最高管理責任者は、公表において研究者等の中に、学生及び本学の卒業生、並びに本学以外の研究者等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行うこととする。  
(論文の取下げ勧告)

第18条 最高管理責任者は、被認定者に対して特定不正行為等に該当するものと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者にしなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。  
(研究費、経費の返還等)

第19条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為があると認めた研究者等及び関与が認

められる者（以下「当該研究者等」という。）に対し、国等からの請求に応じ、当該研究費の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- 2 最高管理責任者は、当該研究者等に対し、再現性を示すために行った追加試験、再現実験等に要した経費の返還を求めるものとする。
- 3 当該研究者等は、前2項の返還を求められた場合、速やかにこれを返還しなければならない。

（措置の解除等）

第20条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかつたと認定された場合は、調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかつたと認定された場合は、当該事案において研究活動上の不正行為が行われなかつた旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏えいしているときは、調査関係者以外にも周知する。
- 3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

第5章 処分及び告発

（処分）

第21条 最高管理責任者は、第11条の規定に基づき特定不正行為等を認定したと報告を受けた場合、第13条第1項の規定に基づき調査委員会が研究費の不適正使用等を認定したと報告を受けた場合、及び第16条第4項の規定に基づく再調査結果で調査委員会が研究活動上の不正行為を認定したと報告を受けた場合には、公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程（平成18年4月1日和医大規程第61号）及び和歌山県立医科大学学生懲戒規程（平成27年3月31日和医大規程第90号）に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

（告発等）

第22条 最高管理責任者は、当該研究者等に対し、私的流用など行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟の措置をとるものとする。

第6章 通報者及び通報者の保護

（秘密保持等）

第23条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者の所属、職及び名前並びに通報内容及び調査内容が、調査結果の公表まで通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該通報に係る事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

3 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

4 この規程に基づき研究活動上の不正行為の調査に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通報者の保護)

第24条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由に、当該通報者に対し、不利益な取扱いしてはならない。

2 最高管理責任者は、単に通報がなされたことをのみ理由に、当該被通報者に対し、不利益な取扱いしてはならない。

## 第7章 雜則

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、関係部署の協力を得て、研究推進課において処理する。

(雑則)

第26条 この規程に定めのない事項については、最高管理責任者が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年8月26日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。